

平成26年5月30日

各位

三菱UFJ信託銀行株式会社

新商品「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」の販売開始について

三菱UFJ信託銀行株式会社（取締役社長 ^{わかばやし たつお}若林 辰雄）は、ご家族への贈与を支援する新たな信託商品「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」を、6月2日より販売を開始しますので、お知らせいたします。

平成27年1月からの相続税制の改正により、今後ますます相続対策が重要になるなか、事前にできる備えとして「生前贈与」が注目されております。「暦年贈与信託（おくるしあわせ）」は、毎年の生前贈与の手続きを管理手数料無料で代行する信託商品です。

商品のポイントは以下の通りとなります。

- ① 贈与契約書の作成や振り込みなどの、面倒な贈与手続きは不要です。
 - ② 贈与取引の記録が残ります。複数の方への贈与や複数年にわたる贈与の場合も安心です。
 - ③ 毎年当社からお知らせするので、贈与の機会を忘れることはありません。
- 贈与を受けた方の残高を贈与した方にお知らせしますので、次回以降の贈与の参考になります。

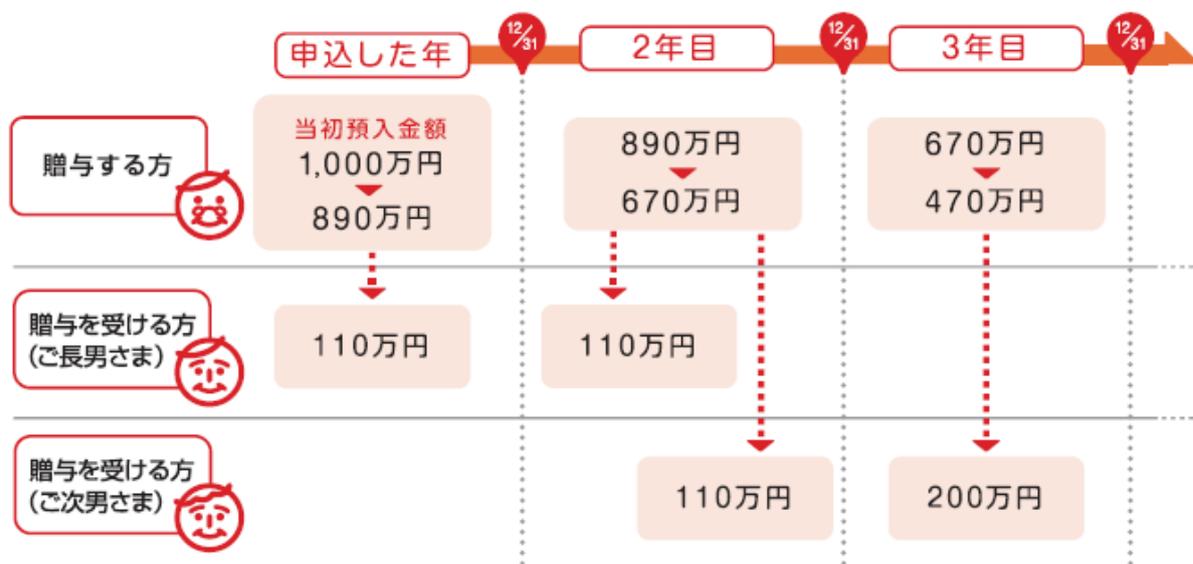
今後も、三菱UFJ信託銀行は、資産管理の機能を活かした広く社会のお役に立てる商品・サービスをご提供し、お客さまの幅広いニーズにお応えしてまいります。

【商品の概要】

贈与手続き	・贈与する方は、ご契約時に今後贈与を受ける方の候補（受益者候補）を3親等以内のご親族からご指定いただきます。（複数名のご指定が可能） ・贈与する方は、原則として年に1回、贈与手続を行うことができます。 ・当社は、当社所定の書面を通じて、贈与する方と贈与を受ける方との贈与手続を行います。
信託金額	500万円以上3,300万円以下（1円単位） （3,300万円を超える金額での設定もご相談に応じます）
信託期間	5年以上30年以下
運用方法	金銭信託5年ものによる合同運用（元本保証・預金保険制度対象）
信託報酬	・管理報酬：無料 ・運用報酬：3月・9月の各25日および信託財産交付日の前日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた額

以上

(ご参考) 暦年贈与信託 (おくるしあわせ) の活用例



● 暦年課税にかかる贈与では、1月1日から12月31日までの間に贈与を受ける方がその年に受けたすべての贈与財産(複数名からの贈与も含みます)の合計額が110万円を超えた場合、贈与を受ける方は贈与税を申告・納付していただく必要があります。

以下のようにご活用いただくこともできます。

- かわいい孫が将来結婚や子育てをする時に必要になるお金を今のうちに渡してあげたい…。
- いつも支えてくれている妻へ長年の感謝を込めて、今のうちに確実にお金を渡しておきたい…。